

広島市告示第 5 0 6 号

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例第 1 3 号）第 6 条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営鶴見町第一駐車場	1 9 区画	令和 7 年 1 1 月 2 4 日（月）午後 5 時から 同月 2 5 日（火）午後 5 時まで
広島市市営鶴見町第二駐車場	9 区画	

2 休止する理由

平和大通り公園整備工事に伴う植栽撤去に当たって、駐車場の一部区画（3 4 区画中 1 9 区画及び 2 1 区画中 9 区画）への車両の入出庫ができなくなるため。